

労働保険の年度更新について

Q1. 昨年度は保険料の免除や納付期限の延長がありました。今年も猶予措置はありますか。

A. 昨年度は東日本大震災があり、企業皆さまも大変だったことと思います。被災された事業主の皆さまには、特別な制度が設けられ、申告や納付の期限が延長されました。しかし、本年度は、特にそのような制度はありません。

納付期限は7月10日まで。受付は6月1日からスタートします。東日本大震災による労働保険料の免除の特例措置は、平成24年2月で終了しています。

しかし、諸般の事情により労働保険料の納付が困難な場合は、納付の猶予などの制度を利用できる場合もありますので、早めに労働局労働保険徴収課や監督署に相談してみましょう。

Q2. 昨年度からの変更点がありますか。

A. 次の2点が変わりました。

● 労災保険の料率
労災保険は、ご存じのように業務中や通勤災害に遭った労働者、又はその遺族に必要な給付を行う制度で、保険料は全額事業主が負担することになっています。

保険料率は業種別に分類された55区分で設定されており、3年置きに改定されます。改定時期にあたる今年度は、全業種平均で現行の料率から0.6/1000引下げられ4.8/1000となりました。

また、一人親方や中小企業事業主などの

第2種特別加入保険料率の改定・給付基礎日額変更の申請時期の追加や建設事業の労務費率も、その一部が改定されています。

● 労災保険のメリット制の改正
メリット制とは、事業場ごとの労働災害の発生状況に応じて、保険料率や保険料を増減することで、事業主が労働災害防止に取り組み意欲を高めることを目的とした制度です。

今回は建設業と林業の対象要件が緩和され、小規模の建設現場において、労働災害防止に努めた結果が今までもよりも保険料に反映されるようになりました。

建設業の場合、年間の中小規模の建設仕事をひとまとめにする「一括有期事業」を行なった場合、メリット制の対象となる要件として年間確定保険料の額が100万円以上という条件がありました。改正後は年間の確定保険料の額が40万円以上であれば100万円未満でもメリット制の対象とされるようになりました。

Q3. 雇用保険料は変更されたのですか。

A. 雇用保険の平成24年度の料率は、前年度の雇用保険料率から0.2%引下げられ、一般の事業で1.35%、農林水産清酒製造の事業で1.55%、建設の事業

で1.65%となりました。詳しくは図表1労働保険料のしくみをご覧ください。

Q4. 従業員の中で、雇用の賃金を毎月控除しない人がいます。何故でしょうか？

A. 高齢労働者の保険料免除という制度があります。この制度は4月1日の時点において満64歳に達している被保険者については、雇用保険に係る保険料が事業所、労働者ともに免除されるというものです。(労働者・事業主負担とも)

詳しくは図表2をご覧ください。

Q5. 労災保険の料率の改定で、一人親方や中小企業事業主等とありましたが、事業主も労災保険に加入できるのですか？

A. 一人親方等団体や中小企業の事業主等は第2種特別加入となります(特別加入には第3種まであり、3種は海外派遣の労働者が加入するものです)。

図表1 労働保険料のしくみ(雇用保険料+労災保険料)
例 その他の事業(事業の種類の番号98 小売業)

雇用保険料率	労働者負担	事業主負担	※事業主負担の内訳
13.5/1000 (15.5/1000)	5/1000 (6/1000)	8.5/1000 (9.5/1000)	失業給付分 5/1000(6/1000) 雇用保険二事業分(業種に係らず) 3.5/1000(3.5/1000) ※雇用保険二事業 (雇用安定事業、能力開発事業) 労災保険率 3.5/1000(4/1000)
労災保険率 3.5/1000 (4/1000)		3.5/1000 (4/1000)	
合計 17.0/1000 (19.5/1000)	5/1000	12.0/1000	

※カッコ内は平成23年度の料率

図表2 高齢労働者の保険料免除早見表

内 訳	23年度 確定保険料	24年度 概算保険料
生年月日 昭和22年 4月1日以前	免除	免除
昭和22年4月2日～ 昭和23年4月1日	免除 されない	免除
昭和23年 4月2日以降	免除 されない	免除 されない

※船員雇用事業における雇用保険料免除対象高齢労働者の生年月日はこの表とは別の定めになっています。

労災保険は「労働者」の業務・通勤災害に対する保護を本来の目的とする制度なので、事業主等は保険給付の対象とならないというのが基本的な建前です。しかし、中小企業の事業主は、その業務の実態や災害発生状況などからみて労働者に準じて保護するにふさわしい方々がおり、この方々に対しては労災保険本来の建前を損なわない範囲で加入を認めることが、特別加入の制度です。

特別加入の申請に係る業務内容と実際に災害が発生した業務内容が全く違う場合は保険給付が行われません。また、事業主本来の業務は補償の対象外となります。その他、保険給付の対象となるか否かの判断基準や給付の基準が一般労働者とは一部異なっています。商工会議所には、労働保険事務組合があり特別加入の取扱を行っていますので、そちらのサービスも活用してみてください。

● その他の注意点

・企業活動の多様化により、加入時の業種区分と現在の主とする業種が違ってきたということもありますので、業種区分を再確認してみましょう。

・年度更新事務においては、確定保険料は改正前の労災保険率で計算し、24年度分の概算保険料は改正後の保険料率で計算することになりますので、注意が必要です。

【回答】

西嶋社会保険労務士事務所
特定社会保険労務士

西嶋淑子氏